

議案第 2 1 号

羽曳野市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 28 年 2 月 23 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

丹比留守家庭児童会施設整備に伴い、同児童会の位置の変更を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市留守家庭児童会条例(平成14年羽曳野市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「

同 郡戸 190 番地 (丹比小学校内)

」を

「

同 郡戸 206 番地 (丹比小学校内)

」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

羽曳野市留守家庭児童会条例 新旧対照表

新	旧																
(児童会の名称及び位置)	(児童会の名称及び位置)																
第 2 条 児童会の名称及び位置は、次のとおりとする。	第 2 条 児童会の名称及び位置は、次のとおりとする。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="201 371 424 405">名称</th> <th data-bbox="424 371 782 405">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="201 405 424 439">省略</td> <td data-bbox="424 405 782 439">省略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 439 424 539">丹比留守家庭児童会</td> <td data-bbox="424 439 782 539">同 郡戸 206 番地(丹比小学校内)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 539 424 589">省略</td> <td data-bbox="424 539 782 589">省略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	省略	省略	丹比留守家庭児童会	同 郡戸 206 番地(丹比小学校内)	省略	省略	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="829 371 1053 405">名称</th> <th data-bbox="1053 371 1410 405">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="829 405 1053 439">省略</td> <td data-bbox="1053 405 1410 439">省略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="829 439 1053 539">丹比留守家庭児童会</td> <td data-bbox="1053 439 1410 539">同 郡戸 190 番地(丹比小学校内)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="829 539 1053 589">省略</td> <td data-bbox="1053 539 1410 589">省略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	省略	省略	丹比留守家庭児童会	同 郡戸 190 番地(丹比小学校内)	省略	省略
名称	位置																
省略	省略																
丹比留守家庭児童会	同 郡戸 206 番地(丹比小学校内)																
省略	省略																
名称	位置																
省略	省略																
丹比留守家庭児童会	同 郡戸 190 番地(丹比小学校内)																
省略	省略																
以下省略	以下省略																